

気高町・鹿野町における乗合区域運行（定額制乗合タクシー）の実証実験について

1. 事業の背景と概要

(1) 背景

本実証実験は、公共交通空白地域の存在やタクシー事業所の撤退、少子高齢化による人口減少の進行による公共交通の利用者減少が大きな課題となっている鳥取市気高町・鹿野町の一部地域において、月額定額制乗合タクシーの実証実験を行い、高齢者等の移動活発化、持続可能な地域交通実現に向けた検証を行う。

なお、本事業の実施にあたっては令和3年度に気高町・鹿野町の全世帯を対象としたアンケート調査により、地域住民のニーズを十分に把握した上で運行計画を検討した。

(2) 事業の概要

地域住民の日常生活における移動手段の一つとして、各居住地と気高町・鹿野町の中心部や主要な拠点施設との間を結ぶ月額定額制乗合タクシーの実証実験（道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行））を行う。

実証実験にあたっては、ひと月の運賃（定額運賃）の妥当性や事業性の検証、各種利用実績データと経費から採算性等の検証、地域住民に対するアンケート調査等から本格運行への移行及び運行区域の拡大等を検討する。

2. 運行計画

(1) 運行の概要

定額制乗合タクシーは、ひと月分の運賃（定額運賃）を支払えば、その月は乗り放題で利用できる乗合交通である。また、配車支援システムを導入することで予約に応じた最適ルートでの運行が可能となる。

現在、市が運行している既存の乗合タクシーより利便性・効率性の向上等、効果が見込まれる。



<定額制乗合タクシーとこれまでの乗合タクシーの違い>

利便性の向上	<ul style="list-style-type: none">便数等の制約はなく、運行時間内に予約をすればすぐに（1時間後には）利用が可能当日の予約に対応（これまでの乗合タクシーは前日予約）施設間の移動も原則可能対象地区外へは運行しないがJRや路線バス（鹿野線）の接続時間を厳守
効率化の向上	<ul style="list-style-type: none">1台の車両で運行できるよう最適ルートをシステムが支援従来の乗合タクシーと同様に予約がなければ運行しない

(2) 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

※予約があった場合のみ、利用登録者の自宅と目的地との間等を最適経路で運行

(3) 運行事業者

鳥取県鳥取市栄町 211-2

有限会社サービスタクシー

(4) 実証実験期間

令和4年10月1日～令和5年3月末日

※実証実験の結果次第で、令和5年4月からの本格運行の可否を決定する

※実証実験の結果及び本格運行等の方針は2月頃に報告予定

(5) 車両

(ア) 車種及び台数

運行事業者が使用する車両（基本的には1台を使用）

一般乗用と併用で22台の登録を予定

※登録車両数は運行事業者と調整し、確実に運行が可能な台数を確保

(イ) 使用にあたっての条件

いずれの車両も一般乗合旅客自動車運送事業（一般的なタクシー事業）と併用

(6) 運行日・運休日等

月曜日～金曜日（平日）運行

土日祝日及び年末年始（12/30～1/4）は運休

(7) 対象地区

気高町浜村（八束水は除く）

気高町逢坂

鹿野町勝谷

(8) 運送の区間及び運行時間帯または発車・到着時刻

- 運行時間は9:00～16:00の間で、利用者の予約に応じて運行する。
- 次の区間を運行し、対象地区内は自由に乗降が可能で、鹿野町・気高町中心部では指定の地点のみ乗降可能とする。（詳細は「3.運行区域図」に記載）

No.	運送の区間	運行間隔・時間又は発車・到着時刻
1	対象地区～気高町・鹿野町中心部	9:00～16:00の間（1時間につき1往復）
2	対象地区～対象地区	9:00～16:00の間（1時間につき1往復）
3	気高町・鹿野町中心部～気高町・鹿野町中心部	9:00～16:00の間（1時間につき1往復）

(9) 運賃（月定額運賃）

- 月定額運賃は、各集落からアンケート調査で最もニーズが見られた気高町の商業施設までの距離を基準に、バスやタクシーに換算した際の運賃、バスよりも利便性が向上することを踏まえ検討した。
- 検討結果より運賃は3,700円/月を設定し運用する。（基準運賃額965円から定期運賃の割引率を踏まえて設定）
- 運賃の支払い方法として、初回利用時・月初めの運転者による運賃収受または銀行振込も想定している。なお、銀行振込希望者については手数料として毎月200円を徴収する。

※定期券の購入は、本事業の対象地区の住民のみに限る

【運賃の検討内容】

(ア) 一般乗用タクシー運賃からの検討

- 鹿野町・気高町の各集落から最もニーズの高いエスマート（気高町の商業施設）までのタクシー運賃の平均値はおよそ1,287円
- 定額乗合タクシーは乗合交通であるため、相乗りした場合を想定し、同様の仕組みを採用している先行事例から平均乗車人数を1.5人と仮定すると、一人あたりの支払額は965円となる。

(イ) 路線バスの運賃からの検討

- 各集落～気高町のエスマート間（平均3.9km）を路線バスが運行した場合、200～250円程度である。（日ノ丸自動車・鹿野線では鹿野温泉病院～木梨または梶掛口までの距離・運賃が目安）
- 定額乗合タクシーの場合、実際には家の近くまで運行（ドアツードアでの運行）で、運行距離も長くなるため、これよりも運賃は高価に設定することが望ましい。

(ウ) 当該事業での基準運賃額の設定

- 本事業で運行する定額乗合タクシーは乗合交通であるため、1時間前の利用予約や乗り合わせでの利用等、一般乗用タクシーよりも制限があるが、ドアツードアのサービスを提供し、ダイヤに縛られないため路線バスよりも利便性が高い。
- そのため、協議運賃設定においては、一般乗用タクシー利用時の一人あたりの運賃よりも安価にし、路線バスよりも高価にすることを前提とする。
- 以上のことから、(ア)を基に基準運賃（1乗車あたり）を960円とする。

(エ) 月定額運賃（定期運賃）の設定

- 推定乗車回数については、同様の仕組みを採用している先行事例から平均利用回数を6回と仮定する。
- 上記を基に次のように月定額運賃（定期回数運賃）を算出・設定

基準運賃額（1乗車あたり）：960円

定期運賃扱いによる割引率：35%（任意設定）

※市内乗合タクシー定期券の割引率が30～40%程度であることを踏まえ、その範囲内で設定

月定額運賃（定期回数運賃）：月6回×960円×（1-0.35）=3,744円≈3,700円/月

(10) 予約方法等

- 利用にあたっては、事前の利用登録（住所、氏名、電話番号等）が必要となる。
- 乗車の1時間前までに、電話により予約を行う。
- 電話予約の受付時間は7:00～17:00を想定している。

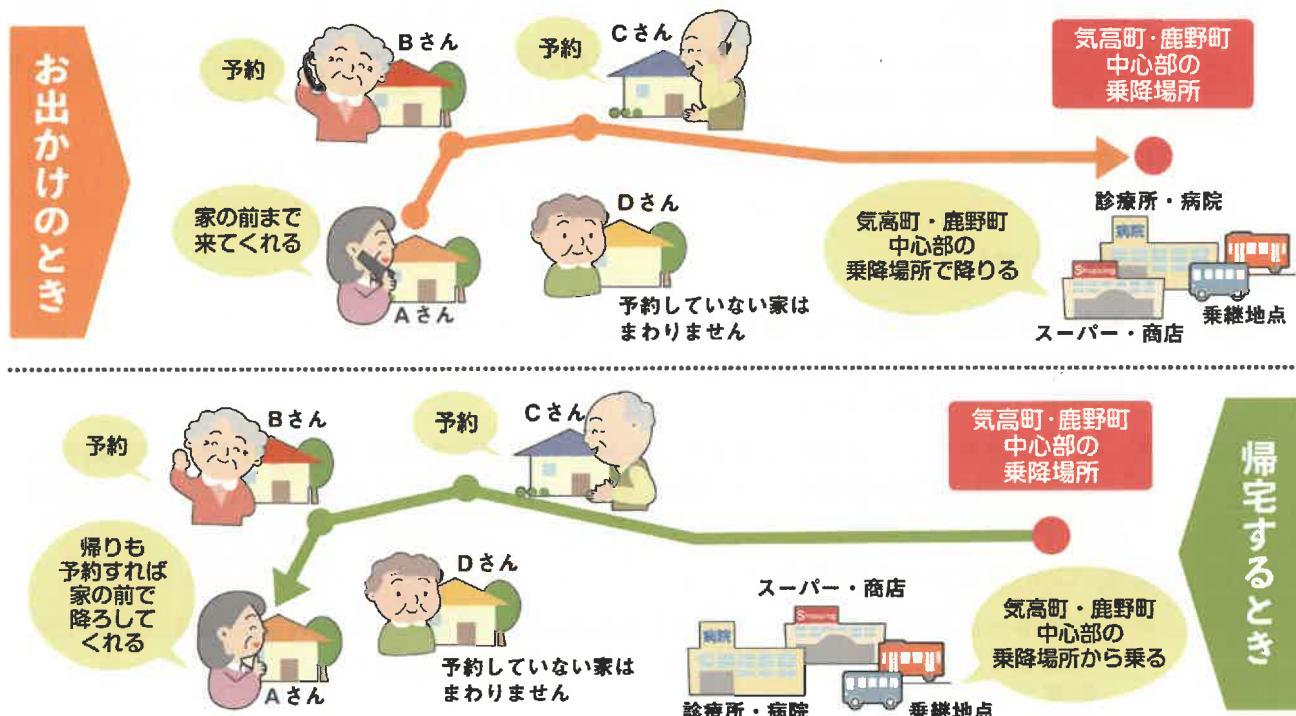


図 利用（予約）のイメージ

(11) 運転者の休憩

- 連続した運転時間が4時間を超えないよう、運転4時間ごとに合計30分以上、運転者の休憩時間を確保する。
- 基本的な休憩時間としては、12:30～13:00を予定する。なお、予約状況等により予定の時間帯での休憩が30分に満たないと事前に判明した場合は、12:30より前の時間帯で10分以上の休憩を確保して対応する。

3. 運行区域図

(1) 対象地区及び気高町・鹿野町全体

- 下図の緑色範囲が対象地区
- 「道の駅 西いなば気楽里」は車両の待機場所を兼ねる

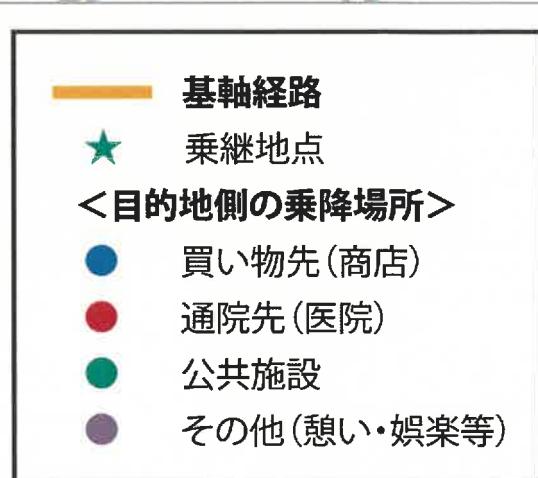


(2) 気高町・鹿野町中心部拡大図

(ア) 気高町

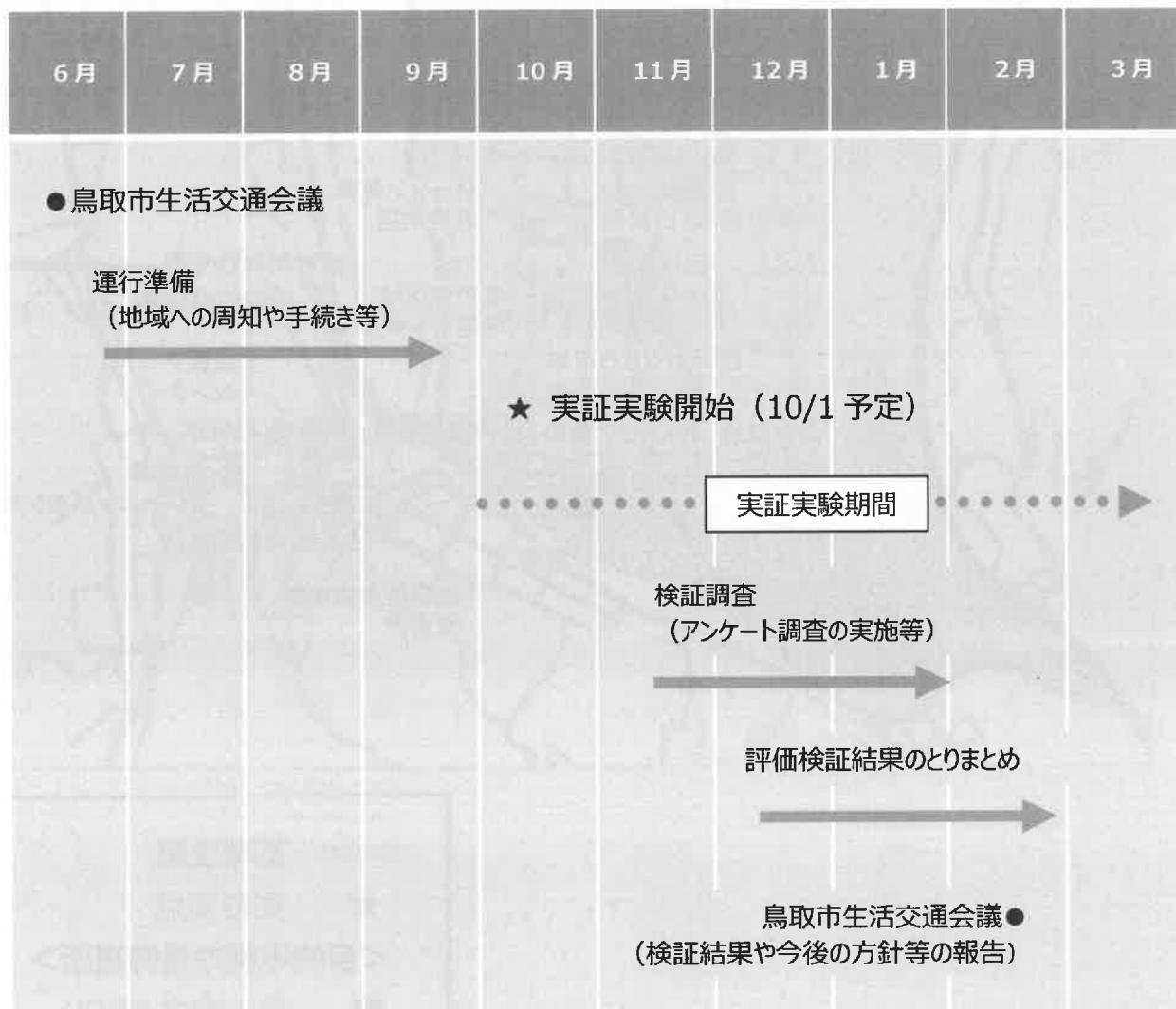


(イ) 鹿野町



4. 今後のスケジュール

本年 10 月の運行開始後は利用者への意見聴取やアンケート調査等を実施し、事業性や持続性の検証を行い、令和 5 年 2 月頃に、検証結果及び今後の方向性について報告を行うこととする。



以上